

釀芳小学校いじめ防止基本方針

平成31年4月改訂

令和7年3月更新

1 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめは、児童の尊厳を侵すものである。

桑折町立釀芳小学校（以下「本校」という。）においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめ防止と対策などにあたってきたところである。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、本校においては、法第13条の規定に基づき、「桑折町いじめ防止基本方針」（以下「町基本方針」という。）を踏まえて、「釀芳小学校いじめ防止基本方針」をここに定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 基本的な考え方

（1）いじめ防止などの対策に関する基本理念

本校においては、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめ防止などの対策に教職員一丸となって取り組んでいく。

＜いじめの防止などに関する基本理念＞

（法第3条より）

- いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめ防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない
- いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家族その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなくてはならない。

このため、以下の点に留意して取り組む。

- ◇ いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又は、その兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- ◇ いじめは児童の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての児童が認識するよう児童の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識や人権感覚を養う。
- ◇ いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することができるよう、学校、家庭、PTA等、その他の関係者の連携の下に行う。

（2）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（法第2条より）

◇ この定義を受けて、個々の行為がいじめに当たるか否かは、以下の４点を踏まえて認知することが大切である。

- ① いじめられた児童の立場に立つこと。
- ② いじめられている本人も否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- ③ 特定の教職員で判断することなく、法第２２条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（学校いじめ防止対策委員会等）を活用すること。
- ④ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。

◇ いじめ認知について

※ 平成２８年３月１８日付け文部科学省「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」（通知）より

法の定義は、ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として学び取り規定している。

よって、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

〈具体的ないじめの状態（例）〉

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると。その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログ等に、顔写真をかってに載せられたり、その上、誹謗や中傷の情報を載せられたりする。
 - ・ いやずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。
 - ・ 裸の写真を送るよう強要させる。
 - ・ 特定の子どもになりすまし、その子どもの社会的信用をおとしめる。

(3) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

①名称

「醸芳小学校いじめ・不登校対策委員会」

②構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、養護教諭、各ブロック代表、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

③組織の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時の認定及び組織的な対応のための連絡・調整
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有（緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など）

(4) いじめの未然防止のための取組

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ③ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ④ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。
- ⑤ 帰りの会等で、友達の良さ、頑張りを互いに認め合う場を設定する。

(5) いじめの早期発見のための取組

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を児童、保護者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
- ② 面接伺問や定期的なアンケート実施により、児童理解といじめの早期発見に努める。
- ③ 児童に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。
- ④ 「先生への手紙」をもとに、いじめの兆候等についていち早く把握し、早期対応する。

(6)トラブルに対する処置

- ① **トラブル(いじめとは限らない)**の通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、**被害・加害と決めつけることなく、双方から丁寧に聞き取りを行う。**
- ② **双方のよりよい成長・発達のために指導やケアを行う。**
- ③ 速やかに、結果を生徒指導主事を經由して校長に報告する。

(7) いじめに対する処置

- ① **トラブルにおける事実の確認により、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ解決にあたる。**いじめを受けた児童への支援又はその保護者に対

する**報告と支援**を行うとともに、いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する**報告と被害家族への謝罪と対応**をお願いする。

- ② いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや苦しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ③ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ④ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(8) 重大事態への対処

① 重大事態の意味

いじめの重大事態については、法第28条第1項で次にあげる場合として規定がある。

- ア いじめにより児童（生徒）の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより児童（生徒）が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

また、「生命、心身又は財産に重大な被害」の例として

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間学校を欠席」とは、年間30日を目安とする。

② 重大事態の発生と報告・調査

本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止を講ずることにより、対象児童の尊厳を保持するために行うことが最も重要な目的である。

重大事態が発生した場合、またはそのおそれがある場合は、桑折町教育委員会に迅速に報告する。

法第28条第1項では、重大事態が発生した場合は、学校が主体となって調査を行う場合と、学校の設置者として町教育委員会が主体となって調査を行う場合があり、その判断については、町教育委員会が行うことと規定してある。

従って、町教育委員会からの指示により、学校が主体となって調査を行う場合は、校長が「桑折町立醸芳小学校いじめ調査委員会」を設置して、適切に取り組む。

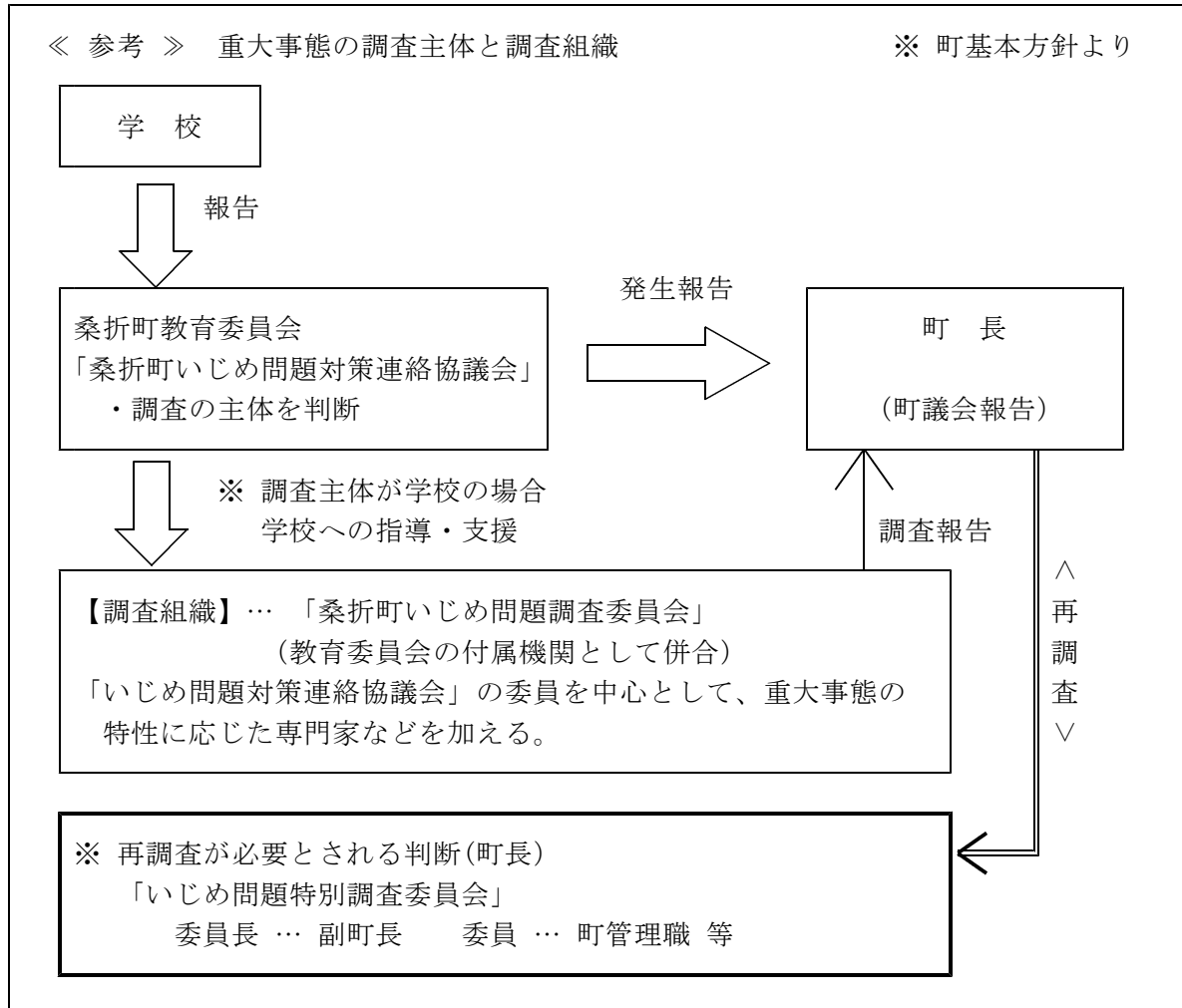
この場合の調査委員は、「醸芳小学校いじめ対策委員会（SCやSSWを含む）」と学校評議員、PTA役員、関係機関等で構成する。

加えて、調査内容や方法等については、桑折町「いじめ問題対策連絡協議会」との連携のもとに進める。調査結果は、町教育委員会に速やかに報告する。

また、町教育委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査に協力する。

なお、以下の様な場合には、第三者委員会が主体となって調査を行う。

- ・ 対象児童が自死またはその疑いがある。
- ・ 対象児童との間で、被害と加害が錯綜して複雑化している。
- ・ 学校と関係する児童の間に不信感が生じている。



③ 対 処

ア 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

イ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

ウ 調査結果を町教委へ報告すると共に、いじめを受けた児童及び保護者へ情報を提供する。

エ 調査結果を踏まえ、以下点に留意して必要な処置をとる。

- ・ 被害児童及び保護者への支援
- ・ 加害児童及び保護者への指導・助言
- ・ いじめがあった集団への働きかけ
- ・ 上記に必要な関係機関等への連携

(8) 年間計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査 (アンケート等)	校内研修計画	いじめ防止のた めの会議等	評価計画
4月	学年・学期始め の指導	家庭環境調査 生徒指導個票作 成	○ 生徒指導協議会（毎月職員会 議後に実施・年間10回） ・生徒指導計画 ・情報交換 ・いじめ防止基本方針について		方針・計 画の提示
5月	連休中の生活指 導	先生への手紙①	・児童理解 ・いじめの情報確認		
6月	教育相談週間	QUテスト①	○ 町いじめ対策会議		
7月	学期末の指導		・QUテスト結果の分析		
8月	夏休み中の生活 指導		○ 校内研修会（外部講師招聘） ・QUテストの結果を生かした 学期始めの学級経営		
9月	学期始めの指導		○ 町生徒指導委員会		中間評価
10月	諸行事への取組 の指導	先生への手紙②	・児童理解 ・いじめの情報確認		
11月	教育相談週間				
12月	学期末・冬休み 中の生活指導		・いじめ防止の取組についての 評価		
1月	学期始めの指導		○ 町生徒指導委員会		
2月		先生への手紙③	・児童理解 ・いじめの情報確認		年間評価 報告
3月	学年末・春休み 中の生活指導				

(9) 評価と改善

- ① 学校評価の時期（12月）に、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、児童、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善策を検討するものとする。